

施策の展開

項目		主要な取組
1	健康づくりと介護予防の一体的な推進	◇効果的な健康づくり活動と保健事業の推進 ◇気軽に参加できる介護予防の場の拡充 ◇地域住民が主体となった介護予防活動の支援 ◇健康づくりと介護予防に関する知識の普及啓発 ◇認知症施策の推進
2	生きがいくくりと社会参加の推進	◇老人クラブ活動への支援 ◇多様化する高齢者の生きがいくくりへの支援 ◇地域ぐるみで行うふれあい事業の推進
3	地域包括ケアシステム※1の推進	◇地域包括支援センター※2を中心とした包括的な相談体制の充実 ◇切れ目のない介護予防・生活支援サービス提供体制の整備 ◇生活支援を担う人材の育成と活動の支援 ◇地域で支え、支えあう仕組みづくり ◇関係機関との連携強化と推進 ◇高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実 ◇介護サービスの基盤整備と質の向上 ◇在宅福祉サービスの充実 ◇成年後見制度※3の利用促進

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の設置数 ★	箇所	1	6	11
赤穂市高齢者見守りネット協定事業者数 ★	事業所	70	80	100
後期高齢者医療保険健康診査受診率 ★	%	19.0	21.0	23.0
介護予防リーダー※4が運営する活動団体数 ★	団体	57	95	120

関連個別計画

赤穂市地域福祉計画

赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

赤穂市健康増進計画

- ※1 地域包括ケアシステム…要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
- ※2 地域包括支援センター…保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などを配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。
- ※3 成年後見制度………家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人・保佐人等が、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行う制度。
- ※4 介護予防リーダー………地域において、自主グループ活動などを通じ、介護予防活動を推進するボランティア。